

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃金引上げ、インボイス導入等）等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取り組み等の経費の一部を補助するものです。

■対象者 商工会地域の小規模事業者

■補助率・補助上限額

類型	通常枠 (現行)	特別枠(新設)			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者は 3/4)	2/3		
補助上限	50万円	200万円			100万円

■特別枠(新設)について

賃金引上げ枠 賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした場合 ※赤字事業者は、補助率を3/4に引き上げ、加点を実施

卒業枠 常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超過して規模を拡大する場合

後継者支援枠 事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアツギ甲子園のファイナリストに選ばれた場合

創業枠 「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した場合

インボイス枠 2021年9月30日から2023年9月30日の間で、免税事業者から新たにインボイス発行事業者に登録した場合

■応募締切

第9回 2022年9月20日(火)締切 / 第10回 2022年12月上旬 / 第11回 2023年2月下旬

兵庫県中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金

原油価格や原材料価格高騰等への対策として、売上の減少した中小法人・個人事業主等の事業継続を支援するため、兵庫県から下記の一時支援金が支給されます。支給要件をご確認いただき、要件にあてはまる事業主様はお早めに商工会にご相談ください。

対象者

- ・国の事業復活支援金の受給者 または
- ・兵庫県の経営円滑化貸付(原油価格高騰、原材料価格高騰)の利用者

支給額

中小法人等 20~30万円
個人事業主 10~15万円

申請期間 令和4年7月15日(金)~令和4年9月30日(金)

※ただし、予算に達し次第終了となります。お早めに申請をお願いいたします。

申請方法 原則、オンライン申請です。スマートフォンを使った申請が便利です。

※オンライン申請が困難な方は郵送も可。

必要書類 ・事業復活支援金の振込みのお知らせハガキ ※事業復活支援金の受給者のみ

※ハガキが無い場合は、1.事業復活支援金の入金記帳されている通帳

2.事業復活支援金のマイページの写し(申請番号・給付申請額・売上減少額が確認できるページ)

・兵庫県の経営円滑化貸付の金銭消費貸借契約書の写し ※経営円滑化貸付利用者のみ

・一時支援金振込み先の通帳

・代表者の本人確認書類(顔写真あり) 運転免許証、マイナンバーカード等

休館日のお知らせ

休館日：令和4年8月15日(月)

ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

けがの
補償

病気の
補償

全国商工会会員福祉共済

がんの
補償

生命
保障

商工会福祉共済は日常に潜むケガのリスクに備える共済制度で、ライフスタイルと必要補償に応じて、ご加入プランをご検討いただけます。

掛金は加入タイプごとに年齢・性別・職種に関係なく一律で、国内外・24 時間、仕事中はもちろん、交通事故や家庭内でのケガも補償します。

日常生活における様々な法律上の賠償事故の補償、作業中の従業員や、お子さんの熱中症、新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院や自宅療養となってしまった場合の補償、さらに台風、地震、水害などによるケガの補償にも対応しています。

さらに、医療特約(月額 1,000 円)を追加していただければ、病気での入院に加え、手術、放射線治療、先進医療をすべてセットで補償します。また、がんの補償にも対応しており、高血圧、糖尿病、脂質異常症の持病があっても加入していただけるシンプルがんプランなどもございます。

1 口 2,000 円～と、手ごろな掛金でご加入でき、経営者・家族だけではなく、従業員も加入いただけます。

会社が従業員にかけた場合、掛金は経費として計上可能な場合があるので、工事現場での労災補填の上乗せ補償としてもご利用いただけます。

商工会員の皆様だからこそ加入できる特別な制度ですので、ぜひご加入ください。

トータル「がん」補償、「病気」の補償は
新型コロナウイルス
感染症も補償!

14万人以上の皆様にご利用いただいています。



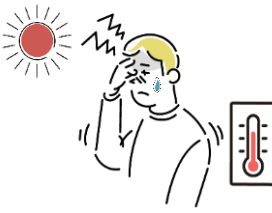

新型コロナウイルス感染症や
個人賠償責任補償など **充実の安心補償!!**

検査で陽性と診断され、医師の指示に基づき
入院や**自宅療養**になったとき

**日常生活(自転車事故を含む)の
事故・トラブルで賠償責任が生じたとき**

●自転車保険への加入を義務化する自治体が増えています!

ご家族全員の
賠償事故をカバー!!



経営個別相談会のご案内

市川町商工会では会員事業者を対象に、各事業者が抱えているさまざまな課題を解決するため、専門家(中小企業診断士)による個別相談会を実施します。それぞれの事業者に合わせて多種多様な相談に対応します。

【開催日】毎月6日程度

※開催日についてはお問合せください

【対応時間】9時～12時、13時～16時

※1回につき2時間まで

【お申込】事前予約制

【専門家】荒木慎吾氏(中小企業診断士)

田中健治氏(中小企業診断士)

※「Zoom」を使用したりリモート相談にも対応しています。

日本政策金融公庫より

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」がサポート!

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

【融資額】お子さま1人につき350万円以内

【金利】年1.80%

※母子家庭の方などは年1.40%

(令和4年6月1日現在)

【返済期間】18年以内

詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、下記のコールセンターへお問合せください。

<教育ローンコールセンター>

0570-008656(ナビダイヤル) または 03-5321-8656

市川町商工会では、5月1日から10月31日まで夏のエコスタイルを実施しています。

<各種お問合せ>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺163-1

TEL: 0790-26-0099 FAX: 0790-26-0674

